

農地・農業用施設の

災害復旧事業とは？

1. 目で見る災害復旧（概要）
2. 主な災害復旧事業制度
3. 農地・農業用施設災害復旧事業に関する制度
4. 災害復旧事業の流れ
5. 災害復旧事業の対象となる災害
6. 災害復旧の対象：農地、農業用施設
7. 災害復旧事業の要件
8. 災害復旧事業の補助率

2. 主な災害復旧事業制度

区分	事業名	事業内容	補助根拠
復旧事業	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	暫定法※1
	農業用施設災害復旧事業	被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧	暫定法※1
	直轄災害復旧事業	国で造成した農業用施設が被災した場合の復旧（完了地区を含む）	土地改良法
関連事業	農地災害関連区画整備事業	農地復旧と併せて実施する周辺農地の区画整理	予算補助
	農業用施設災害関連事業	農業用施設復旧と併せて実施する改良工事	予算補助
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等復旧と関連して実施する生活環境施設の復旧	予算補助

※1 暫定法とは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の略称である。

(参考)その他の補助災害復旧事業制度

区 分	事 業 名	補助根拠
復旧事業	海岸保全施設災害復旧事業	負担法※2
	地すべり防止施設災害復旧事業	負担法※2
	湛水排除事業	激甚法
	除塩事業（発生の都度要綱を作成し対応）	予算補助
	干害応急対策事業（発生の都度要綱を作成し対応）	予算補助
関連事業	ため池災害関連特別対策事業	予算補助
	特殊地下壕対策事業	予算補助
	海岸保全施設災害関連事業	海岸法
	地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止法
	災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止法
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	予算補助

※2 負担法とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の略称である。

3. 農地・農業用施設災害復旧事業に関する制度

- 農地・農業用施設に対する災害復旧事業の補助は、国土の保全、農業生産力の維持、経営の安定のための産業政策的、社会政策的な目的
- 昭和25年「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)の制定による補助制度の確立
- 激甚災害の円滑な復旧のため、昭和37年「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」(通称「激甚法」)の制定

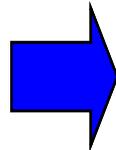
国庫補助制度の目的

災害を受けやすい気象的・地理的条件に対する国土保全

農業生産力の維持・農業経営の安定

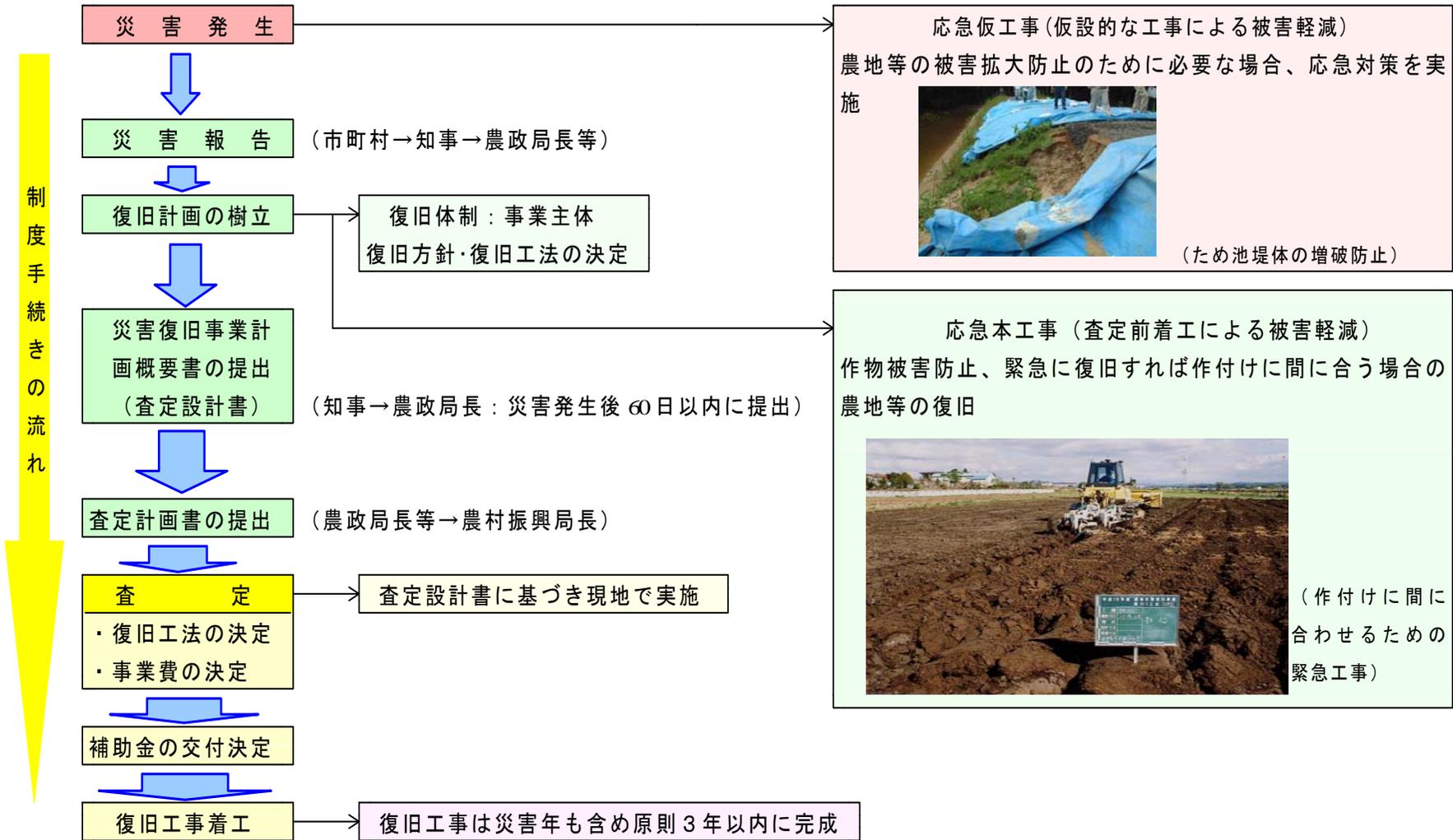
地方公共団体や地域経済に対する影響の軽減

激甚な災害に対する地方公共団体や農家負担の更なる軽減



年代	農地・農業用施設に対する補助制度等	契機となった災害	関連法律
大正12年	耕地整理法等の助成制度の準用	関東大震災	
昭和9年	災害復旧補助制度(予算補助)の確立(補助要綱)	室戸台風	
昭和24年	シャウブ勧告により農地復旧等への補助制度の打ち切り ↑ 農家の反対運動		土地改良法の制定
昭和25年	暫定法の制定 (法律に基づく災害復旧事業の確立)		
昭和26年			負担法の制定
昭和31年 昭和33年			海岸法の制定 地すべり等防止法の制定
昭和36年		伊勢湾台風・チリ地震津波	災害対策基本法の制定
昭和37年	激甚法の制定 災害復旧法体系の骨格が整備		

4. 災害復旧事業の流れ



5. 災害復旧事業の対象となる災害

暫定法及び負担法による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」により生じた災害です。

(異常な天然現象の例)



降雨: 24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上



洪水: 警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上



暴風: 最大風速(10分間平均) 15m/s以上



干害: 連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上



火山噴火の降灰: 粒径 1mm以下にあつては 2cm以上、
粒径0.25mm以下にあつては 5cm以上



高潮・津波: 異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
(消波ブロック1/2以上)

その他

融雪・地すべり・地震・落雷・凍上他 自然災害に起因する事象

6. 災害復旧の対象：農地、農業用施設

(1) 農地

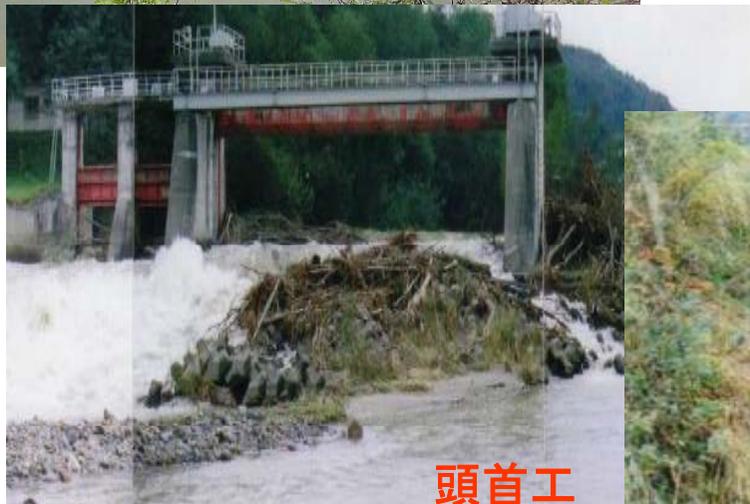
田(水田、わさび田)、畑：耕作の用に供されている土地
現に耕作している土地



(2) 農業用施設

ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、橋梁、農地保全施設

受益戸数2戸以上の施設であることが必要



7. 災害復旧事業の要件

○異常な天然現象によって被害を蒙った農地・農業用施設のうち、1箇所の復旧工事費が40万円以上のものが対象。

対象となる条件

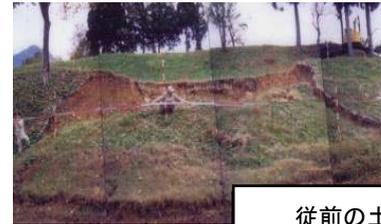
- ① 1箇所の工事費が40万円以上のもの
- ② 1箇所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの
- ③ 原形復旧(効用や機能を回復)する工事

・ 原形復旧の場合の例

・ 原形復旧によらない場合の例
(効用や機能を回復する工事)

対象とならないもの

- ① 1箇所の工事費が40万円未満
- ② 過年災害によるもの
- ③ 経済効果が小さいもの
- ④ 対象外施設及び他の事業と重複するもの
- ⑤ 設計不備、施工粗漏維持管理不良に起因するもの
- ⑥ 他事業で施工中のもの等



従前の土羽による畦畔の復旧



土水路をU字フリュームで復旧



地すべりにより原形復旧不適当なため区画を変更して復旧



木橋をPC橋で復旧



8. 災害復旧事業の補助率

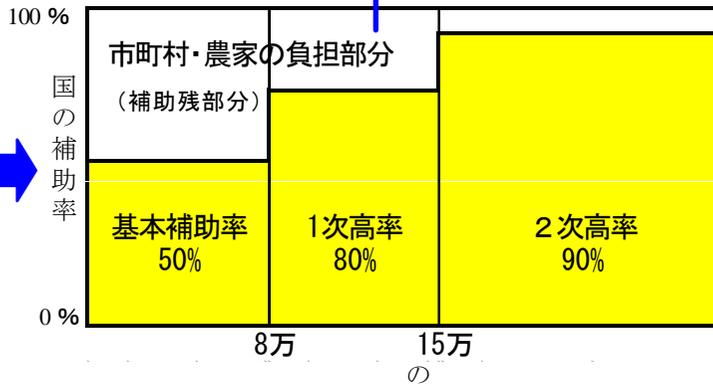
- 暫定法の基本補助率は、農地 50%、農業用施設 65%
- 農家負担軽減の観点から農家の 1 戸当たりの復旧事業費に応じて、高率補助を適用（市町村毎に補助率を決定）
- 激甚災害に指定された場合は、暫定法の補助残の部分について補助の嵩上げが適用

暫定法の国庫補助率

○ 農地の場合の国庫補助率



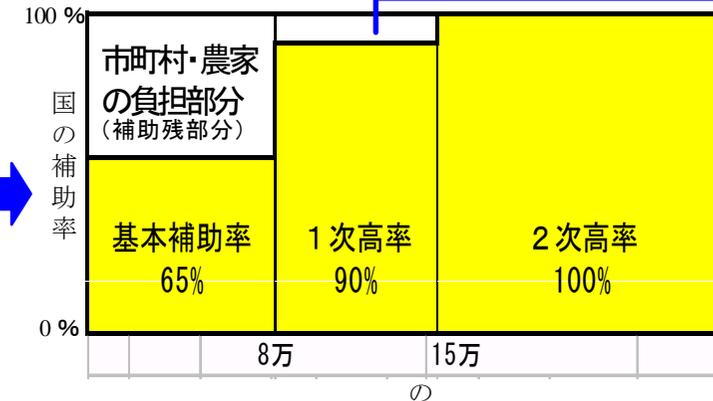
(の)



○ 農業用施設の場合の国庫補助率



(用 の)



激甚法の補助の嵩上げ率

市町村・農家負担部分について下図の補助率が適用

